

証券コード 5413

平成 28 年 6 月 2 日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号

日新製鋼株式会社

代表取締役社長 三喜俊典

## 第 4 回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第 4 回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、以下のいずれかの方法により、平成 28 年 6 月 23 日（木曜日）午後 5 時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### [郵送による議決権の行使]

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送下さい。

### [インターネット等による議決権の行使]

同封の議決権行使書用紙に表示されたログイン I D、仮パスワードをご利用になり、ご所有のパソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイト (<http://www.evotep.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、賛否を入力して下さい。なお、お手続きの際には、22 頁記載の「インターネット等による議決権行使の場合のお手続きについて」を必ずご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成 28 年 6 月 24 日（金曜日）午前 10 時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号  
丸の内ビル（丸ビル）7 階「丸ビルホール」  
（ご来場の際は、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい。）

### 3. 目的事項

**報告事項** 第4期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 当社と新日鐵住金株式会社との募集株式引受契約承認の件  
第2号議案 取締役10名選任の件  
第3号議案 監査役3名選任の件  
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

### 4. 議決権行使に関する事項

#### (1) 賛否の表示のない議決権行使の取扱い

各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものいたします。

#### (2) 議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

郵送とインターネット等により議決権を重複して行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効といたします。

また、インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以 上

---

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎事業報告、連結計算書類、計算書類およびこれらに係る監査報告は、別添の「第4期報告書」に記載しております。ただし、「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネットの当社ウェブサイト(<http://www.nisshin-steel.co.jp/>)に掲載することにより、ご提供しております。

◎インターネットの当社ウェブサイトに掲載することによりご提供しております「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、ご希望される株主様には郵送またはファクシミリ送信させていただきますので、当社（電話 03-3216-5565）までお知らせください。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト(<http://www.nisshin-steel.co.jp/>)に掲載いたします。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 当社と新日鐵住金株式会社との募集株式引受契約承認の件

#### 1. 募集株式引受契約を締結する理由

当社は、新日鐵住金株式会社（以下「新日鐵住金」といいます。）との間で、平成29年3月を目途に新日鐵住金が当社を子会社化（以下「本子会社化」といいます。）することおよびこれを前提に新日鐵住金が当社に鋼片を継続的に供給することについて合意し、平成28年5月13日、子会社化等に関する契約（以下「本子会社化等に関する契約」といいます。）を締結し、その後、募集株式引受契約（以下「本募集株式引受契約」といいます。）を締結いたしました。

今後、両社は、両契約に基づき、新日鐵住金による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）および当社が新たに発行する当社株式を新日鐵住金が引き受ける第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」といいます。）の組合せにより、新日鐵住金による当社の発行済株式総数（自己株式を含みます。以下同じです。）の51.00%に至る当社株式の取得（以下「本取引」といいます。）を目指してまいります。なお、新日鐵住金は、本第三者割当増資において、払込み完了時の当社の発行済株式総数に対する所有割合を51.00%とするために必要な数の募集株式についてのみ払込みを行うこととしており、本公開買付けのみで当社の発行済株式総数の51.00%を所有することになる場合には、本第三者割当増資の払込みを行いません。

本取引は、公開買付けという取引の性質上、本公開買付け実施後の新日鐵住金の株式所有割合（当社の発行済株式総数に占める、所有株式数の割合をいいます。以下同じです。）が決済完了時まで確定しないことから、本公開買付けにより目指した51.00%という株式所有割合に不足が生じた場合に新日鐵住金が本第三者割当増資の払込みを行うことで、本子会社化を確実に実行することを企図しています。当社および新日鐵住金は、本取引において、本公開買付けおよび本第三者割当増資を本子会社化のための一連の手續と考えており、本第三者割当増資は本公開買付けを補完するものと位置づけております。

なお、本取引は、当社株式の上場廃止を企図するものではなく、本取引後も、当社は、当社株式の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部における上場を維持する方針です。

本議案は、本第三者割当増資において、新日鐵住金が会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当することを受け、同条第4項および第5項に基づき、本取引のうち、本第三者割当増資に係る本募集株式引受契約（後記4. 参照）について、ご承認をお願いするものでありま

す。なお、会社法第 206 条の 2 第 4 項は、特定引受人による募集株式の引受けについて、総株主の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する株主による反対通知がなされた場合に、株主総会による承認が必要である旨を規定しておりますが、当社は、本第三者割当増資の重要性に鑑み、当該反対通知の有無にかかわらず、本募集株式引受契約について株主の皆様のご承認を得ることが適切と判断いたしました。

## 2. 子会社化等の理由

### (1) 当社を取り巻く事業環境

経済・産業の発展とともに、世界の鉄鋼需要は中長期的には着実に増加することが見込まれているものの、足下では、これまで拡大を続けてきた中国の鉄鋼需要が平成 26 年以降減少に転じたことにより、当社を取り巻く事業環境は急速に悪化しております。なかでも中国においては、急速に生産能力が拡大された結果、余剰鋼材が東南アジアをはじめとする世界各国に輸出されており、各地の鋼材市況の低迷を引き起こしております。このような急速な事業環境の悪化と市場価格の低迷は、世界の鉄鋼各社の経営を直撃しその収益を圧迫しております。一部には、中国の過剰生産能力の解消に向けた動きが見られるものの、それには相当程度の時間を要することが予想され、また、今後も中国鉄鋼需要が減少する見込みであること、日本国内の鋼材消費も人口減少の影響等により今後の拡大が期待できないこと、中国や東南アジアの沿岸部における最新鋭製鉄所が相次いで本格稼働すること等からして、当社の鉄鋼事業を取り巻く環境は一層厳しくなっていくものと考えております。

また、ステンレス事業については、中国をはじめとする海外ステンレスメーカーの生産能力が増強され、当社、新日鐵住金各々のグループはステンレス粗鋼生産規模で世界 10 位圏外となり、国内市場ではこれら海外のステンレスメーカーからの輸入品が増加するなど、国内外で競争が一層激化しております。

当社として、こうした足下の厳しい事業環境下においても持続的な利益成長を実現していくためには、国内競合者はもとより海外競合者に対しても優位性を維持し、収益力を一層強化していくことが、喫緊の課題であると考えております。

### (2) 子会社化等の目的

こうした国内外の極めて厳しい事業環境を踏まえ、当社は、独自に事業基盤強化の検討を進めてまいりました。具体的には、当社の強みである、表面処理鋼板、特殊鋼、ステンレス鋼といったコア製品分野の強化による競争力のある製品への経営資源の集中と、平成 31 年度末までに呉製鉄所の第 1 高炉を拡大改修し、第 2 高炉を休止する高炉 1 基体制への移行を伴う鉄源工程（高炉・製鋼）の合理化等とともに、新日鐵住金から、鉄源工程の合理化に伴い不足する鋼片（＝鋼材の素材となるもの）の供給を受けることを含めた事業構造改革の実施が、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断いたしました。

そこで、両社間で協議を行った結果、(a)新日鐵住金が競合関係にある当社への継続的な鋼片供

給を実施するためには当社の子会社化が必要であること、(b)今後の厳しい事業環境において両社が世界で勝つためには、単なる鋼片供給にとどまらず、それぞれがこれまでに培ってきた経営資源を持ち寄り、相乗効果を創出し競争力を高めることが不可欠であり、そのためにも子会社化が必要であること、の2点で両社の認識が一致いたしました。

### (3) 本子会社化実現後の取組み

当社および新日鐵住金は、本子会社化の実現により、新たに当社を加えた新日鐵住金グループとして『総合力世界 No.1 の鉄鋼メーカー』の地位を強化し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。併せて、競争力向上の観点から、本子会社化を前提に新日鐵住金による当社への鋼片の継続的供給を実施いたします。両社は、これらの施策の実現を通じてお客様に貢献するとともに、豊かな社会の創造・発展に寄与してまいりたいと考えており、具体的には以下の施策・目標の実現に取り組みます。

#### ① 両社グループの経営資源を活かした相乗効果の創出

新日鐵住金の強みは、世界トップレベルの技術先進性・商品対応力と、鉄源を中心としたコスト競争力およびグローバル対応力であり、当社の強みは、需要家のニーズに即したきめ細かな開発営業等（需要家の設計段階からのソリューション提案等）による顧客・市場対応力であります。両社は、各々の経営資源を持ち寄り、各々の強みを活かした相乗効果を創出することにより、お客様のニーズに応えうるより良い商品・技術・サービスを国内および海外に提供し、収益力の向上を図ります。

##### <相乗効果 例>

- ・操業技術、設備・保全等のベストプラクティス追求
- ・原料、資機材等の調達コスト削減
- ・グループ全体での効率的な生産の追求
- ・グループ会社の効率化
- ・資金・キャッシュフロー対策
- ・高炉改修等の大規模投資回避等による固定費削減
- ・鋼片供給による稼働率向上

#### ② 連携施策の推進

両社は、本子会社化の実現後、鋼片供給の実施に加え、操業、技術、設備、原料・資機材調達、製造現場マネジメント（安全、環境、防災、整備等）分野における相互連携による効率化等を内容とする様々な連携施策を推進し、グローバル競争を勝ち抜くコスト競争力を構築します。

#### ③ 企業価値の最大化と株主・資本市場からの評価の向上

両社は、本子会社化を通じ、資金・資産の効率的活用により強固な財務体質を構築し、健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の最大化を図り、株主の皆様およびその他の資本市場からもより高い評価を得られるよう取り組みます。

### 3. 本取引の概要

本取引は、本公開買付けおよび本第三者割当増資の組合せにより、新日鐵住金による当社の発行済株式総数の 51.00%に至る当社株式の取得を目指すものです。具体的には、新日鐵住金は、国内外の競争法に基づき必要な一定の手續および対応を終えること等の条件が充足された場合、本第三者割当増資の払込みに先立ち、速やかに本公開買付けを実施いたします。本公開買付けの買付予定数の上限は、公開買付け届出書提出日時点で新日鐵住金が所有している当社株式数 9,124,200 株（新日鐵住金出資比率 8.31%）と併せて、本公開買付けの決済完了時において新日鐵住金が所有する株式数が当社の発行済株式総数の 51.00%となるために必要な株式数（ただし、100 株未満を切り上げます。）として 46,896,300 株とすることを予定しております。本第三者割当増資では、新日鐵住金が、本公開買付けにより上限の株式数を取得できない場合にのみ、本第三者割当増資に係る払込み完了時に所有する株式数をその時点の当社の発行済株式総数に 51.00%を乗じた数とするために必要な範囲でのみ払込みを行います。

#### (1) 本公開買付けについて

新日鐵住金は国内外の競争法に基づき必要な一定の手續および対応を終えること等の条件が充足された場合に、本公開買付けを実施する予定です（なお、当該条件を充足する時期により本公開買付けの実施時期は変動しますが、現段階においては、平成 29 年 2 月を目途に本公開買付けが開始されることを想定しております。）。新日鐵住金は、本公開買付けにおける買付け等の予定価格（以下「本公開買付け予定価格」といいます。）を、当社株式 1 株当たり 1,620 円とすることを予定しております。

なお、本公開買付けに応じて応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の上限を超える場合は、その超える部分の買付け等を行われず、金融商品取引法等に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済が行われます。他方、買付予定数の下限は設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の上限以下の場合は、応募株券等の全部の買付け等が行われます。

(2) 本第三者割当増資について

① 本第三者割当増資の概要

当社は、本公開買付けの決済完了時において新日鐵住金が所有する株式数が当社の発行済株式総数の 51.00%に至らなかった場合、次のとおり本第三者割当増資を実施いたします。

1) 払込期間	平成 28 年 12 月 1 日 (木) から平成 29 年 6 月 23 日 (金) まで (注 1)
2) 発行新株式数 (最大数)	普通株式 95,706,600 株 (注 2)
3) 発行価額	1 株につき金 1,620 円 (以下「本払込金額」といいます。)
4) 調達資金の額 (最大値)	155,044,692,000 円 (注 3)
5) 募集または割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によります。 (新日鐵住金 95,706,600 株)
6) その他	(i) 本公開買付けの決済の完了等、当社と新日鐵住金との間の本 子会社化等に関する契約に定める条件が満たされることを 条件として、新日鐵住金から本第三者割当増資に係る払込み が行われます。 (ii) 新日鐵住金による払込みが、当社の株主総会における権利行 使の基準日後になされた場合、新日鐵住金は、当該株主総会 において、新日鐵住金の払込みにより発行された新株に係る 議決権を行使することができるものとする。

(注 1) 当社は、本公開買付けに係る決済完了後に本第三者割当増資に係る払込みを受けることを予定しているところ、本公開買付けの実施の条件となる本子会社化に係る国内外の競争法当局からの承認取得等の時期が変動するため、払込期間を広く設定しております。

(注 2) 新日鐵住金は、本第三者割当増資に係る払込み完了時の当社の発行済株式総数に対する所有割合を 51.00%とするために必要な数の株式 (ただし、100 株未満を切り上げます。) についてのみ払込みを行うことになっております。そのため、本第三者割当増資に係る払込みの前に実施する本公開買付けの結果に応じて、新日鐵住金が引き受けた募集株式の全部または一部について払込みが行われない可能性があります。

(注 3) 上記の調達資金の額は、本公開買付けに応募がなされず、新日鐵住金が引き受けた募集株式の全部について払込みが行われる場合を前提とした最大値の金額となります。

## ② 調達する資金の具体的な使途

調達する資金の額（最大値）につきましては、当社グループの経営基盤・事業基盤の安定化および競争力の一層の向上を目指し、当社設備の更新投資および財務基盤強化のため金融機関からの借入金等の返済ならびに呉製鉄所の高付加価値化を含む事業構造改革にかかる設備投資等に充当する予定であります。

具体的な使途および支出予定時期につきましては、以下のとおりです。

具体的な使途	金額（億円）	支出予定時期
当社設備の更新投資	500	平成29年4月～平成31年3月
有利子負債の返済	543	平成29年4月～平成31年3月
呉製鉄所の高付加価値化を含む事業構造改革にかかる設備投資	500	平成31年4月～平成33年3月

（注）本第三者割当増資は、本公開買付けとの組合せにより、本子会社化を実現するための取引の一環という側面も有しており、「① 本第三者割当増資の概要」に記載したとおり、新日鐵住金が引き受けた募集株式の全部または一部について払込みのない可能性があります。そのときには本第三者割当増資により調達する資金額は減額されることとなりますが、その場合の投資に係る施策に関しては、金融機関からの借入れ等によって実施してまいり予定ですが、有利子負債に関しては、その返済の全部または一部が実現しないこととなりますが、本子会社化により当社グループの経営基盤・事業基盤の安定化の実現が期待されることに加え、本子会社化で得られる効果によるキャッシュフローの改善によって返済を実現してまいります。

## ③ 本払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本払込金額につきましては、新日鐵住金と協議の上、本公開買付けにおける買付予定価格と同額である金 1,620 円といたしました。本払込金額につきましては、本第三者割当増資に係る取締役会決議日（平成 28 年 5 月 13 日）の直前取引日である平成 28 年 5 月 12 日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 1,478 円に対し 9.61%のプレミアム、決議前 1 ヶ月（平成 28 年 4 月 13 日～平成 28 年 5 月 12 日）終値平均である 1,430 円に対しては 13.29%のプレミアム、決議前 3 ヶ月（平成 28 年 2 月 15 日～平成 28 年 5 月 12 日）終値平均である 1,345 円に対しては 20.45%のプレミアム、決議前 6 ヶ月（平成 27 年 11 月 13 日～平成 28 年 5 月 12 日）終値平均である 1,303 円に対しては 24.33%のプレミアムとなっております。

日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成 22 年 4 月 1 日付）では、第三者割当による株式の発行を行う場合、その払込金額は、原則として取締役会決議日の直前営業日の株価に 0.9 を乗じた額以上の価額であることが要請されているところ、本払込金額は当該指針に準拠するものであるとともに、当社が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するにあたり、その公正性を担保すべく、新日鐵住金および当社から独立した第三者機関である三



菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社から取得した平成28年5月12日付株式価値算定の結果（市場株価法（基準日A）（本検討を開始する旨の覚書締結の前営業日である平成28年1月29日を算定基準日として算定）：1,168～1,263円、市場株価法（基準日B）（平成28年5月12日を基準日として算定）：1,303～1,430円、類似企業比較法：663～1,494円、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法：1,434～1,748円）と比較しても合理的な水準であると考えており、本第三者割当増資は、特に有利な発行価格に該当しないものと判断しております。なお、平成28年5月13日開催の取締役会に出席した監査役4名が、本払込金額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日付）に準拠したものであり、当社の直近の財政状態および経営成績を勘案し、適正かつ妥当であり、特に有利な発行価格には該当しない旨の意見を表明しております。なお、当社監査役のうち羽矢惇氏は、割当予定先である新日鐵住金（当時：新日本製鐵株式会社）に役員として在籍していたことがあるため、利益相反の疑いを回避する観点から、上記の当社取締役会での審議には参加せず、また、意見を表明しておりません。

④ 発行数量および株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、公開買付けという取引の性質上、本公開買付け実施後の新日鐵住金の株式所有割合が決済完了時まで確定しないことから、本公開買付けにより目指した51.00%という株式所有割合に不足が生じた場合に新日鐵住金より本第三者割当増資に係る払込みを受けることで、本子会社化を確実に実行することを企図しています。すなわち、本第三者割当増資により発行する新株式は、最大で95,706,600株、議決権個数957,066個であり、平成28年3月31日現在における当社の発行済株式総数109,843,923株の87.13%、総議決権個数1,091,580個の87.68%にあたりますが、新日鐵住金は、本第三者割当増資に係る払込み完了時の当社発行済株式総数に対する所有割合を51.00%とするために必要な数の募集株式についてのみ払込みを行うこととしておりますので、本第三者割当増資に係る募集株式95,706,600株の全部または一部が、必ず発行されるわけではありません。

加えて、本子会社化により、(a)両社グループの経営資源を活かした相乗効果の創出、(b)連携施策の推進、(c)企業価値の最大化と株主・資本市場からの評価の向上が可能であり、また、本第三者割当増資における発行価額は、当社の平成28年5月12日の市場株価（終値）に対して、9.61%のプレミアムを加えたものであることを踏まえると、当社財務基盤の拡充および当社株式の1株当たりの経済的価値への影響を考慮しても相当であることから、株式の希薄化を上回る当社の企業価値向上および株主価値の向上につながるものと考えております。

本第三者割当増資は、希薄化を伴わない取引である本公開買付けを先行させることで既存の株主に配慮していることに加え、公募増資、株主割当または新株予約権によるライツ・オファリングとは異なり、新日鐵住金グループの一員となることによる事業構造改革の着実な実行が可能であり、また、金融機関等からの借入れと異なり財務基盤の強化を可能とすることから、当社および株主の皆様への影響という観点からみて相当であると判断しております。以上より、当社取締役会は、本第三者割当増資に係る募集株式の発行数量および株式の希薄化の規模が合

理的であると判断しております。

なお、当社取締役のうち南憲次氏は、割当予定先である新日鐵住金（当時：新日本製鐵株式会社）に役員として在籍していたことがあるため、利益相反の疑いを回避する観点から、本第三者割当増資に関する取締役会での審議および決議に一切参加しておりません。

⑤ 特定引受人に対する募集株式の割当てまたは特定引受人との間の会社法第 205 条第 1 項の契約の締結に関する監査役の見解

本第三者割当増資において、割当予定先である新日鐵住金は、会社法第 206 条の 2 第 1 項に規定する特定引受人に該当します。

この点、平成 28 年 5 月 13 日開催の取締役会において、監査役 4 名は、(a)両社を取り巻く市場環境や両社の事業戦略を踏まえた上で、新日鐵住金が競合関係にある当社への継続的な鋼片供給を実施するためには当社の子会社化が必要であり、また、今後の厳しい事業環境において両社が世界で勝ち残るためには、単なる鋼片供給にとどまらず、それぞれがこれまでに培ってきた経営資源を持ち寄り、相乗効果を創出し競争力を高めることが不可欠であり、そのためにも本子会社化が必要であること、(b)本払込金額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成 22 年 4 月 1 日付）に準拠したものであり、当社の直近の財政状態および経営成績を勘案し、適正かつ妥当であり、特に有利な発行価格には該当しないこと、(c)本第三者割当増資は、希薄化を伴わない取引である本公開買付けを先行させることで既存の株主に配慮していることに加え、公募増資、株主割当または新株予約権によるライツ・オファリングとは異なり、新日鐵住金グループの一員となることによる事業構造改革の着実な実行が可能であり、また、金融機関等からの借入れと異なり財務基盤の強化を可能とすることから、当社および株主の皆様への影響という観点からみて相当であり、株式の希薄化の規模が合理的であること、(d)本第三者割当増資において、新日鐵住金が会社法第 206 条の 2 第 1 項に規定する特定引受人に該当することを受け、会社法第 206 条の 2 第 4 項および第 5 項に基づき、本定時株主総会に、本募集株式引受契約の承認に係る議案を上程し、本募集株式引受契約について株主の皆様からご承認いただくことを予定しており、当該議案の承認により本第三者割当増資に関する株主意思の確認を行う予定であること、(e)その他法令上必要な手続が行われていること等を踏まえて、会社法第 206 条の 2 第 1 項に規定する特定引受人に該当する新日鐵住金に対する募集株式の割当ては、適法かつ相当である旨の意見を表明しております。

#### 4. 本募集株式引受契約の内容

##### 募集株式引受契約書（写）

新日鐵住金株式会社（以下「甲」という。）と日新製鋼株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり募集株式の引受契約（以下「本株式引受契約」という。）を締結する。

##### 第1条（株式の発行及び引受け）

甲は、乙が平成28年5月13日開催の取締役会決議に基づき、以下の募集事項により発行する乙の株式95,706,600株（以下「本募集株式」という。）の総数を引き受ける。

- |                          |  |
|--------------------------|--|
| (1) 募集株式の数               | 95,706,600株  |
| (2) 払込金額                 | 1株につき金1,620円   |
| (3) 払込期間                 | 平成28年12月1日から平成29年6月23日まで   |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | (i) 資本金 会社計算規則第14条第1項の規定に従い算定される資本金等増加限度額の2分の1に相当する額(ただし、千円未満は切り上げる。)<br>(ii) 資本準備金 会社計算規則第14条第1項の規定に従い算定される資本金等増加限度額から(i)の資本金の増加額を控除した額 |

##### 第2条（払込み）

甲は、本募集株式のうち、甲が本募集株式に係る払込み完了時に所有する株式数を、当該時点の乙の発行済株式総数に51.00%を乗じた数とするために必要な数の株式（ただし、100株未満を切り上げる。）についてのみ払込みを行う。ただし、甲が、平成28年5月13日開催の取締役会で実施予定であることを決定した、乙の株式に対する公開買付けに係る決済完了時において、乙の発行済株式総数の51.00%（小数点第三位以下切捨て）を所有するときは、甲は本条に基づく払込みを行わない。

##### 第3条（払込みの条件）

前条の払込みまでの間に乙の事業に重大な悪影響を与える事由が生じた場合その他甲による乙の子会社化の目的の達成に重大な支障が生じた場合には、甲は、乙との協議を経て、前条の払込みをしないことができる。

第4条（株主総会）

乙は、平成28年6月に開催予定の乙の定時株主総会において、本株式引受契約の承認に係る議案を上程し、当該議案が会社法第206条の2第4項及び第5項に基づき可決されるために最大限の努力をするものとする。

第5条（協議事項）

本株式引受契約に定めのない事項については、甲及び乙で誠実に協議の上、これを定める。

本株式引受契約成立の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名又は記名捺印の上、各1通を保有する。

平成28年5月23日

甲：東京都千代田区丸の内二丁目6番1号  
新日鐵住金株式会社  
代表取締役社長 進藤 孝生 ⑩

乙：東京都千代田区丸の内三丁目4番1号  
日新製鋼株式会社  
代表取締役社長 三喜 俊典 ⑩

## 第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	みきとしのり 三喜俊典 (昭和25年9月7日生)	昭和50年4月 日新製鋼(株)入社 平成11年6月 同社堺製造所生産管理部長 平成12年4月 同社東予製造所副所長 平成12年6月 同社東予製造所所長 平成14年10月 同社薄板・表面処理事業本部商品開発部長 平成15年6月 同社執行役員商品開発部長 平成17年4月 同社執行役員堺製造所所長 平成19年4月 同社常務執行役員堺製造所所長 平成20年4月 同社常務執行役員名古屋支社長 平成22年4月 同社常務執行役員 平成22年6月 同社取締役 常務執行役員 平成23年4月 同社代表取締役社長 CEO（最高経営責任者） (～平成26年3月)  【当社における略歴】 平成24年10月 当社代表取締役社長 CEO（最高経営責任者） 現在に至る	16,200株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
2	なり よし ゆき お 成 吉 幸 雄 (昭和27年9月17日生)	<p>昭和52年4月 日新製鋼㈱入社  平成9年6月 同社周南製鋼所商品センター統括室長  平成10年6月 同社周南製鋼所商品センター長  平成11年6月 同社ステンレス事業本部ステンレス総括部長  平成14年4月 同社参与 ステンレス事業本部周南製鋼所長  平成15年6月 同社執行役員周南製鋼所長  平成17年4月 同社執行役員技術総括部長  平成18年4月 同社常務執行役員技術総括部長  平成19年4月 同社常務執行役員  平成20年4月 同社顧問  平成20年6月 日新工機㈱取締役社長（代表取締役）  平成21年4月 日新製鋼㈱常務執行役員  平成21年6月 同社取締役 常務執行役員  平成23年4月 同社代表取締役 副社長執行役員  （～平成26年3月）</p> <p>【当社における略歴】  平成24年10月 当社取締役 副社長執行役員  平成26年4月 当社代表取締役 副社長執行役員 現在に至る  〔担当〕生産・技術全般（含む環境・安全、品質保証・技術サービ  ス、外注統括）を総括  &lt;重要な兼職の状況&gt;Acerinox,S.A.（アセリノックス）取締役</p>	11,100株
3	みず もと こう じ 水 元 公 二 (昭和29年11月3日生)	<p>昭和53年4月 日新製鋼㈱入社  平成13年6月 同社経営企画部長  平成17年4月 同社執行役員販売総括部長  平成19年4月 同社執行役員人事部長  平成21年4月 同社常務執行役員人事部長  平成21年6月 同社取締役 常務執行役員  平成24年4月 同社取締役 常務執行役員  日新製鋼（上海）鋼鉄商貿有限公司董事長  （～平成26年3月）  平成24年6月 日新製鋼㈱常務執行役員（～平成26年3月）</p> <p>【当社における略歴】  平成26年4月 当社副社長執行役員  CFO（財務担当最高責任者）  平成26年6月 当社代表取締役 副社長執行役員  CFO（財務担当最高責任者） 現在に至る  〔担当〕内部統制推進、海外事業全般、P I推進、総務、財務、  人事および労働安全を総括</p>	10,100株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
4	みや くす かつ ひさ 宮 楠 克 久 (昭和30年9月3日生)	<p>昭和55年4月 日新製鋼(株)入社 平成13年6月 同社ステンレス事業本部周南製鋼所 冷延精整部長 平成14年10月 同社ステンレス事業本部周南製鋼所 生産管理部長 平成17年4月 同社執行役員周南製鋼所長 平成19年4月 同社執行役員技術総括部長 平成20年4月 同社執行役員商品開発部長 平成22年4月 同社常務執行役員名古屋社社長 平成25年4月 同社常務執行役員(～平成26年3月)</p> <p>【当社における略歴】 平成26年4月 当社常務執行役員 平成26年6月 当社取締役 常務執行役員 平成27年4月 当社代表取締役 副社長執行役員 現在に至る 〔担当〕販売全般(含むステンレス販売)および購買を総括 &lt;重要な兼職の状況&gt;三晃金属工業(株)取締役(社外取締役)</p>	9,000株
5	やな がわ きん や 柳 川 欽 也 (昭和27年10月3日生) [新任]	<p>昭和53年4月 住友金属工業(株)(現 新日鐵住金(株))入社 平成12年4月 同社鹿島製鉄所冷間圧延部長 平成13年6月 同社鹿島製鉄所薄板部長 平成15年4月 同社鋼板・建材カンパニー薄板商品技術部長 平成17年4月 同社鹿島製鉄所副所長 平成19年4月 同社常務執行役員鹿島製鉄所副所長 平成21年4月 同社常務執行役員鹿島製鉄所長 平成23年4月 同社専務執行役員鹿島製鉄所長 平成24年4月 同社専務執行役員鋼板・建材カンパニー長 平成24年6月 同社取締役 専務執行役員 平成24年10月 新日鐵住金(株)常務取締役 平成26年4月 同社代表取締役副社長 平成28年4月 同社取締役 現在に至る</p>	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
6	うちだ ゆき お 内田 幸夫 (昭和27年7月21日生)	昭和52年4月 日新製鋼(株)入社 平成12年6月 同社技術研究所鋼材研究部長 平成13年6月 同社技術研究所表面処理研究部長 平成17年4月 同社執行役員技術研究所長 平成20年4月 同社常務執行役員技術研究所長 平成21年6月 同社取締役 常務執行役員(～平成26年3月)  【当社における略歴】 平成24年10月 当社取締役 常務執行役員 現在に至る 〔担当〕グループ開発本部を管掌	8,100株
7	たなか ひで お 田中 秀雄 (昭和32年4月18日生)	昭和55年4月 日新製鋼(株)入社 平成14年6月 同社薄板・表面処理事業本部鋼板販売部長 平成15年6月 同社建材・加工事業本部住宅鋼材販売部長 平成16年4月 同社大阪支社鋼板販売一部長 平成18年4月 同社大阪支社鋼板販売一部長 兼ステンレス販売部長 平成19年4月 同社大阪支社鋼板販売一部長 平成21年4月 同社建材販売部長 平成22年4月 同社執行役員建材販売部長 平成23年4月 同社執行役員建材・鋼板販売部長 平成24年4月 同社執行役員(～平成26年3月) 日新総合建材(株)(現 日新製鋼建材(株)) 取締役 平成24年6月 同社取締役社長(代表取締役) (～平成27年3月)  【当社における略歴】 平成26年4月 当社執行役員 平成27年4月 当社常務執行役員 平成27年6月 当社取締役 常務執行役員 現在に至る 〔担当〕販売総括、建材・鋼板販売、中四国支社および各支店を 管掌	3,100株
8	みよし のぶ ひろ 三好 宣弘 (昭和35年2月23日生)	昭和57年4月 日新製鋼(株)入社 平成17年4月 同社財務部長 平成20年4月 同社執行役員財務部長 平成22年4月 同社執行役員経営企画部長 平成24年4月 同社常務執行役員経営企画部長 (～平成26年3月)  【当社における略歴】 平成24年10月 当社経営企画部長 平成26年4月 当社常務執行役員経営企画部長 平成26年6月 当社取締役 常務執行役員 現在に至る 〔担当〕経営企画、人事および労働安全を管掌 ＜重要な兼職の状況＞(株)エヌエスステンレス企画代表取締役社長	6,406株



候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
9	はっ ちょう じ その こ 八 丁 地 園 子 (昭和25年1月15日生)  [新任]	昭和47年4月 (株)日本興業銀行 (現 (株)みずほ銀行) 入行 平成5年11月 IBJ International 副社長 平成14年3月 興銀リース(株)執行役員情報機器営業部長 平成16年4月 共立リスクマネジメント(株) シニアコンサルタント 平成18年1月 (株)ユキ・マネジメント・アンド・リサーチ 取締役管理部門長 平成20年4月 エートス・ジャパン・エルエルシー 非常勤内部監査人 平成21年4月 藤田観光(株)執行役員 平成22年3月 同社取締役兼執行役員 平成23年3月 同社常務取締役兼常務執行役員 平成25年3月 同社常務執行役員企画グループ長 平成27年3月 同社顧問 現在に至る  <重要な兼職の状況> 藤田観光(株)顧問	0株
10	えん どう いさお 遠 藤 功 (昭和31年5月8日生)	昭和54年4月 三菱電機(株)入社 昭和63年10月 ポストン・コンサルティング・グループ入社 平成4年10月 アンダーセン・コンサルティング (現 アクセンチュア(株)) 入社 平成8年10月 同社パートナー 平成9年9月 日本ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン(株) (現 プライスウォーターハウスクーパース ・ストラテジー(株)) パートナー兼取締役 平成12年5月 (株)ローランド・ベルガー代表取締役社長 平成18年4月 同社会長 現在に至る 早稲田大学大学院商学研究科教授 (~平成28年3月) 平成23年5月 (株)良品計画取締役(社外取締役) 現在に至る 平成25年3月 ヤマハ発動機(株)監査役(社外監査役) 現在に至る 平成26年6月 NKSJ ホールディングス(株) (現 損保ジャパン 日本興亜ホールディングス(株)) 取締役(社外取締役) 現在に至る 当社取締役(社外取締役) 現在に至る  <重要な兼職の状況> (株)ローランド・ベルガー会長 (株)良品計画取締役(社外取締役) 損保ジャパン日本興亜ホールディングス(株) 取締役(社外取締役) ヤマハ発動機(株)監査役(社外監査役)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 遠藤功氏および八丁地園子氏は、社外取締役候補者であります。また、遠藤功氏につきましては、(株)東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、八丁地園子氏につきましては、独立役員として届け出る予定であります。
3. 遠藤功氏は、平成 26 年 6 月 25 日開催の第 2 回定時株主総会において選任された以降、複数のコンサルティング会社で培われた経営コンサルティング業務に関する豊富な経験および幅広い知識ならびに企業経営者および大学院教授としての高い見識をもって当社の社外取締役としての職務を遂行してきたことから、引き続きその経験、見識等を当社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者とするものであります。  
八丁地園子氏は、金融機関および複数の企業で培われた豊富な経験および幅広い知識ならびに企業経営者としての高い見識をもって当社の社外取締役としての職務を遂行していただくため、社外取締役候補者とするものであります。
4. 遠藤功氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会の終結の時をもって 2 年となります。
5. 当社は、遠藤功氏との間で、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める限度額としており、本定時株主総会において同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。  
当社は、八丁地園子氏との間で、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める限度額とする予定であります。
6. 日新製鋼(株)および日本金属工業(株)は、平成 26 年 4 月 1 日に当社を存続会社とする吸収合併により消滅いたしました。

### 第3号議案 監査役3名選任の件

監査役（5名）のうち、伊藤幸宏、村岡浩一、山川洋一郎、羽矢惇の4氏は本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、新たに監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	いとう ゆき ひろ 伊藤 幸宏 (昭和29年2月3日生)	昭和53年4月 (株)三和銀行入行 平成11年5月 同行浅草支店長 平成14年5月 (株)UFJ銀行銀座支店長 兼銀座法人営業第一部長 平成16年5月 同行企業部（東京）部長 平成16年12月 同行企業部（東京）部長兼中小企業室長 平成17年5月 同行執行役員企業部（東京）部長 兼中小企業室長 平成17年7月 同行執行役員法人統括部長兼企業部長 平成17年10月 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ 執行役員法人第二部長 平成18年1月 (株)UFJ銀行執行役員法人統括部長兼企業部長 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ 執行役員法人第二部長 (株)三菱東京UFJ銀行執行役員 法人業務第二部長 平成18年6月 エム・ユー・フロンティア債権回収(株) 常務取締役法人業務本部副本部長 平成18年11月 同社常務取締役営業本部副本部長 兼法人業務本部副本部長 平成20年6月 同社常務取締役流動化業務本部副本部長 平成21年5月 同社常務取締役ファイナンス業務本部副本部長 平成21年6月 日新製鋼(株)監査役（常勤）（社外監査役） （～平成26年3月） 平成25年6月 日本金属工業(株)監査役（社外監査役） （～平成26年3月）  【当社における略歴】 平成24年10月 当社監査役（社外監査役） 平成26年4月 当社監査役（常勤）（社外監査役） 現在に至る	1,100株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
2	なん ぼ よし あき 南 保 由 明 (昭和34年1月3日生) [新任]	昭和 56 年 4 月 日本金属工業(株)入社 平成 19 年 10 月 同社営業本部市場開拓部長 平成 21 年 3 月 同社生産本部衣浦製造所副所長 平成 21 年 8 月 同社総務人事部長兼コンプライアンス室長 平成 22 年 10 月 同社総務人事部長兼生産本部衣浦製造所副所長 平成 23 年 4 月 同社生産本部衣浦製造所長 平成 23 年 6 月 同社取締役生産本部衣浦製造所長 平成 24 年 1 月 同社取締役国内営業本部長兼鋼板販売部長 平成 24 年 5 月 同社取締役国内営業本部長 平成 24 年 10 月 同社取締役 執行役員 平成 25 年 4 月 同社取締役 常務執行役員 (～平成 26 年 3 月) 【当社における略歴】 平成 26 年 4 月 当社執行役員衣浦製造所長 平成 27 年 4 月 当社執行役員ステンレス製造本部副本部長 兼衣浦製造所長 平成 28 年 4 月 当社顧問 現在に至る	4,956 株
3	かた やま たつ 片 山 達 (昭和35年8月23日生) [新任]	昭和 62 年 4 月 弁護士登録 アンダーソン・毛利・ラビノヴィッツ 法律事務所 (現 アンダーソン・毛利・友常 法律事務所) 入所 平成 8 年 1 月 同所パートナー 現在に至る <重要な兼職の状況>アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー	0 株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 伊藤幸宏氏および片山達氏は、社外監査役候補者であります。また、伊藤幸宏氏につきましては、(株)東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、片山達氏につきましては、独立役員として届け出る予定であります。
3. 伊藤幸宏氏は、平成 24 年 6 月 26 日開催の日新製鋼(株)第 132 回定時株主総会において承認された株式移転計画に基づき、平成 24 年 10 月 1 日に当社の社外監査役に就任された以降、金融機関で培われた財務に関する豊富な経験および幅広い知識ならびに企業経営者としての高い見識に加え、平成 21 年 6 月から平成 26 年 3 月までの日新製鋼(株)の社外監査役および平成 25 年 6 月から平成 26 年 3 月までの日本金属工業(株)の社外監査役としての職務遂行を通じて得られた経験および知識をもって、当社の社外監査役としての職務を遂行してきたことから、引き続きその経験、見識等を監査に生かしていただくため、社外監査役候補者とするものであります。
- 片山達氏は、弁護士としての高度な専門的知識および高い見識を有するとともに、特に国内外の企業活動に関与し、豊富な経験を有していることから、その専門知識等を監査に生かしていただくため、社外監査役候補者とするものであります。なお、同氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

4. 伊藤幸宏氏が当社の社外監査役に就任してからの年数は、本定時株主総会の終結の時をもって3年8月となります。なお、同氏は、当社を存続会社とする吸収合併により消滅いたしました日新製鋼㈱の社外監査役に平成21年6月に就任しております。
5. 当社は、伊藤幸宏氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める限度額としており、本定時株主総会において同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。  
当社は、片山達氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める限度額とする予定であります。
6. 日新製鋼㈱および日本金属工業㈱は、平成26年4月1日に当社を存続会社とする吸収合併により消滅いたしました。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
寺村温雄 (昭和23年11月8日生)	昭和48年4月 弁護士登録 平成2年6月 寺村法律事務所開設 平成10年4月 最高裁判所司法研修所民事弁護教官 平成12年4月 最高裁判所司法研修所民事弁護上席教官 現在に至る (~平成13年3月)	0株
[新任]	平成18年6月 T&D フィナンシャル生命保険㈱監査役 (社外監査役) 平成22年6月 T&D フィナンシャル生命保険㈱取締役 (社外取締役) (~平成24年6月)	

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 寺村温雄氏は、補欠の社外監査役候補者であります。また、同氏が社外監査役として就任された場合、(株)東京証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。
3. 寺村温雄氏は、弁護士としての高度な専門的知識および高い見識ならびに今まで歴任してきた他の会社の社外取締役および社外監査役としての豊富な経験を有していることから、その専門知識等を監査に生かしていただくため、補欠の社外監査役候補者とするものであります。なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
4. 当社は、寺村温雄氏が社外監査役として就任された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める限度額とする予定であります。

以上

## インターネット等による議決権行使の場合のお手続きについて

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### I. インターネットによる議決権行使についてのご案内

##### 1. 議決権行使サイトについて

- ①インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話(iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ)\*から、当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。）

※「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

- ②パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ③携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用下さい。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- ④インターネットによる議決権行使は、平成28年6月23日（木曜日）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら後記のヘルプデスクへお問い合わせ下さい。

##### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- ①議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) において、同封の議決権行使書用紙に記載された「**ログインID**」および「**仮パスワード**」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。
- ②株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承下さい。
- ③株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

### 3. 議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

- ①郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承下さい。
- ②インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

### 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

#### システム等に関するお問い合わせ

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

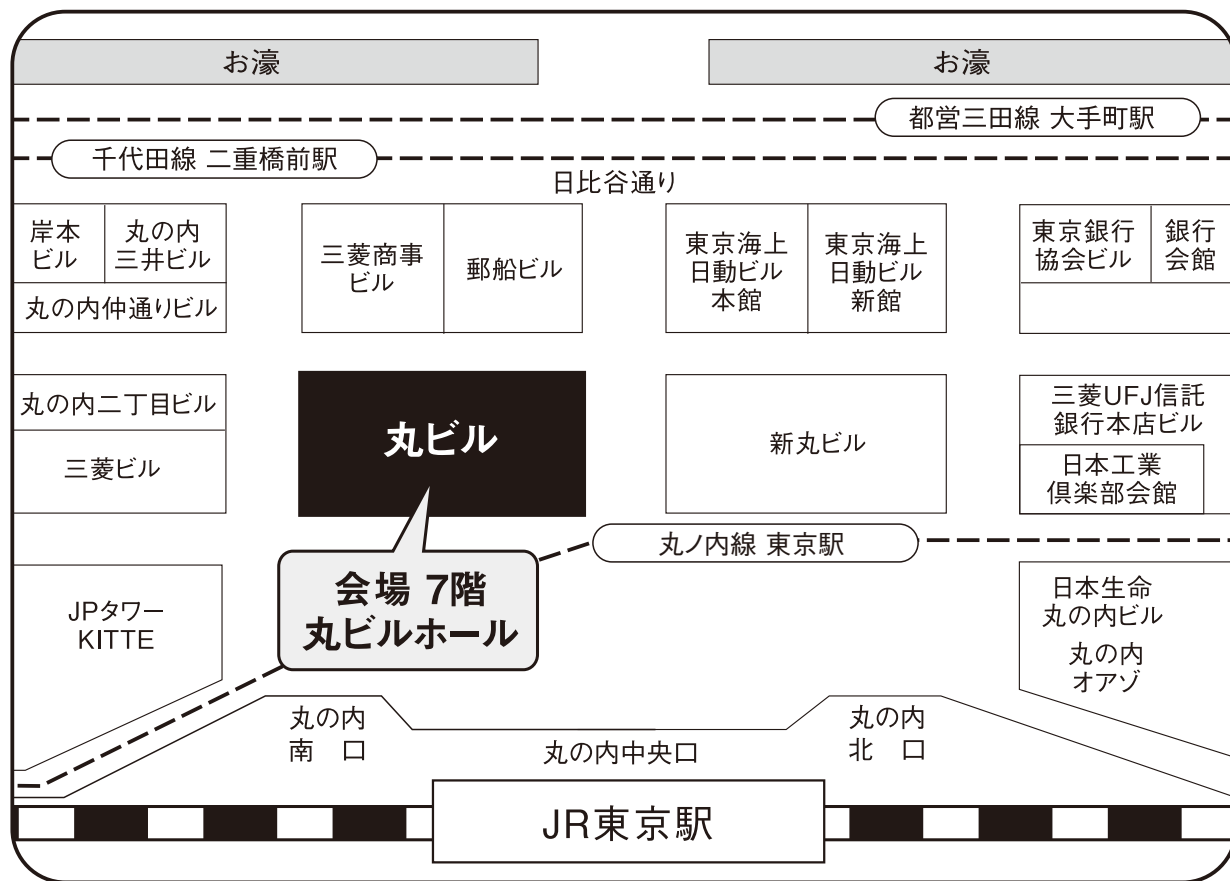
## II. 議決権行使プラットフォームについてのご案内

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、前記 I のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

東京都千代田区丸の内二丁目4番1号  
丸の内ビル（丸ビル）7階「丸ビルホール」



最寄駅 JR東京駅（丸の内南口）

地下鉄 { 丸ノ内線 東京駅  
千代田線 二重橋前駅  
都営三田線 大手町駅



本紙は再生紙を使用しています。